

下水道緊急点検について

環境水道部 下水道工務課

1. 緊急点検の目的

令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した、下水道管の破損が原因とみられる道路陥没事故を受け、令和7年1月29日、国土交通省から大規模な下水道を管理する全国の自治体に対し、緊急点検の要請（※1）がありました。

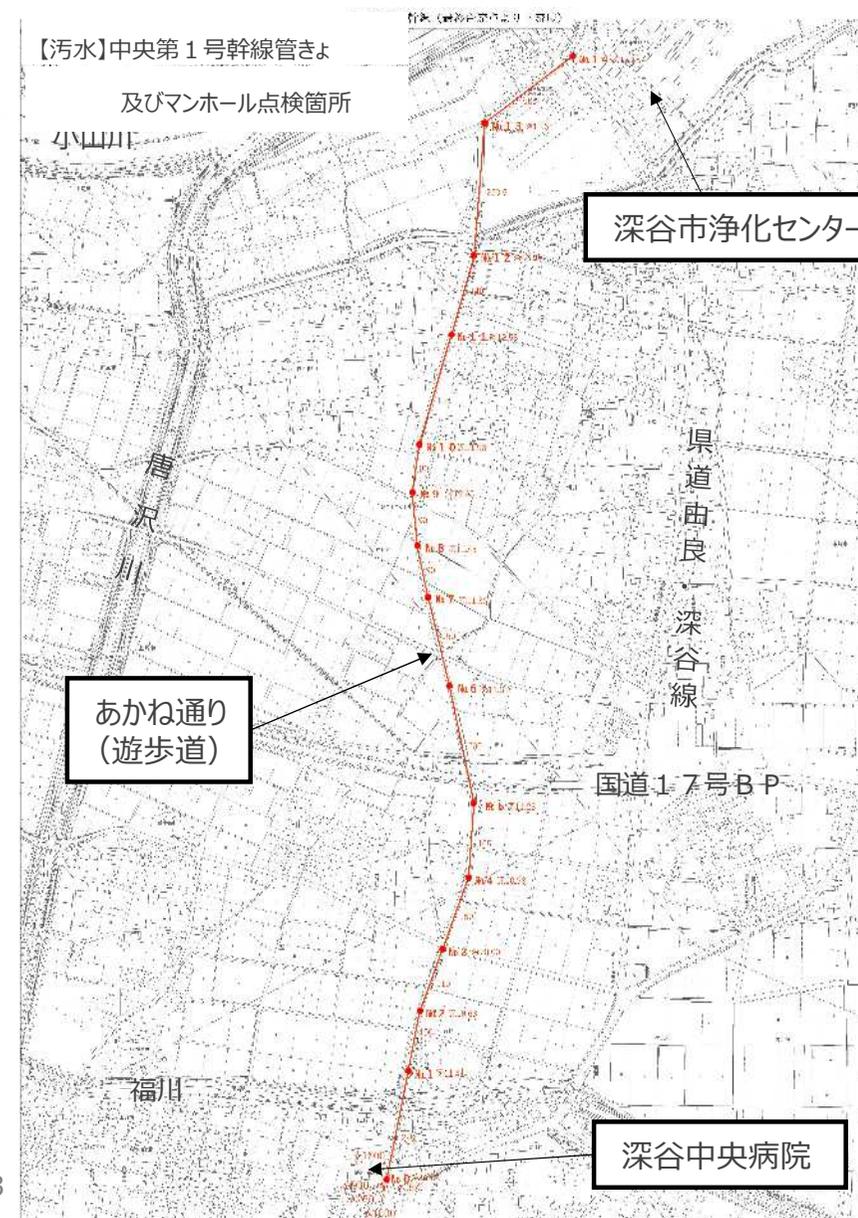
市が管理する下水道は上記点検の対象には含まれておりませんが、事故の重大性を鑑み、深谷市浄化センターに直結する汚水幹線のほか、大口径の雨水幹線、またそれら下水道施設の地上面に変状がないか、緊急点検を行いました。

（※1）流域下水道管理者が管理する晴天時1日最大処理量300,000 立方メートル/日以上
の大規模な下水処理場に接続する口径2,000ミリメートル 以上の下水道管路

2. 緊急点検の対象 (1 / 3)

【汚水】中央第1号幹線管きよ
及びマンホール

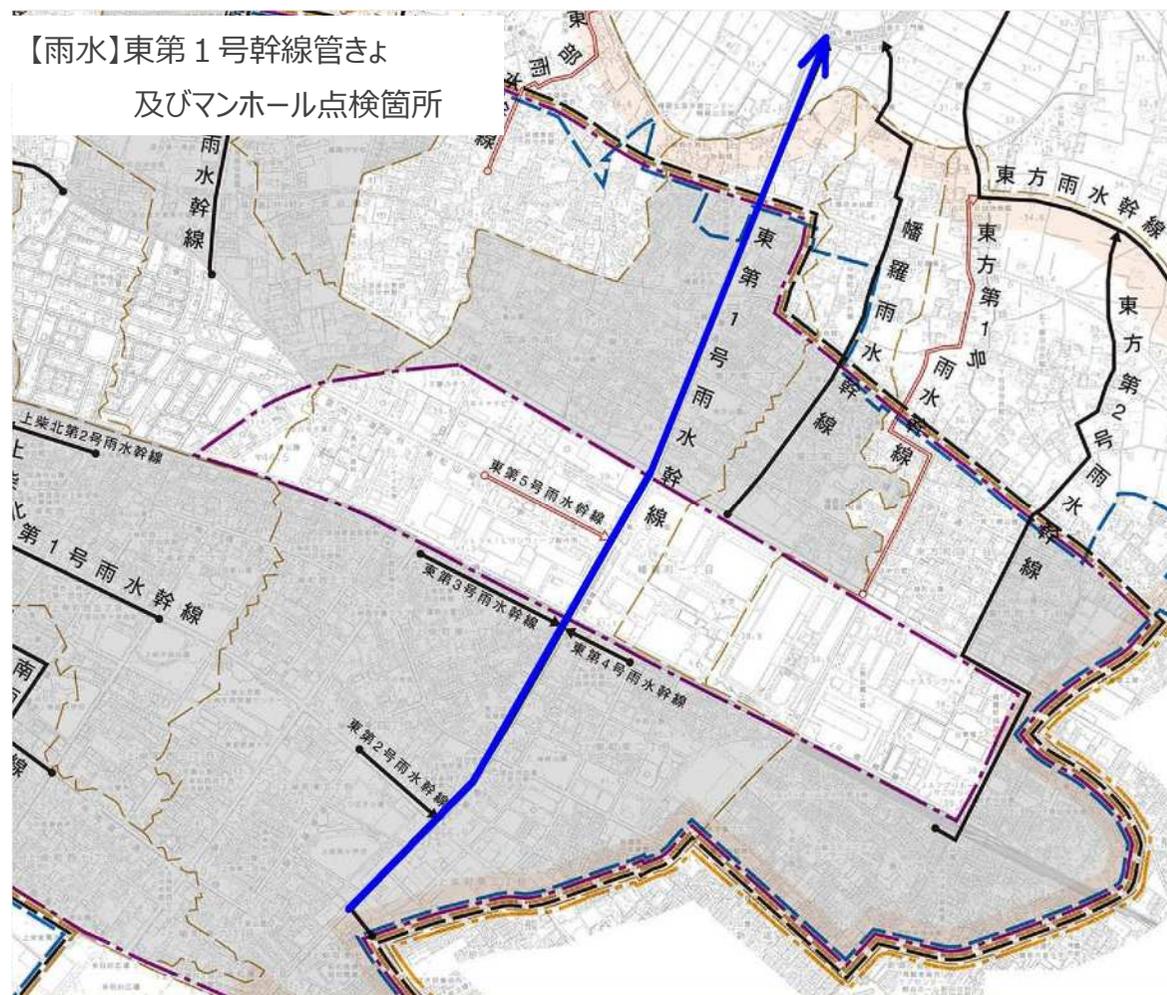
- ・管きよ延長約2km (口径1,800mm)
- ・マンホール14か所



2. 緊急点検の対象 (2 / 3)

【雨水】東第1号雨水幹線管きよ
及びマンホール

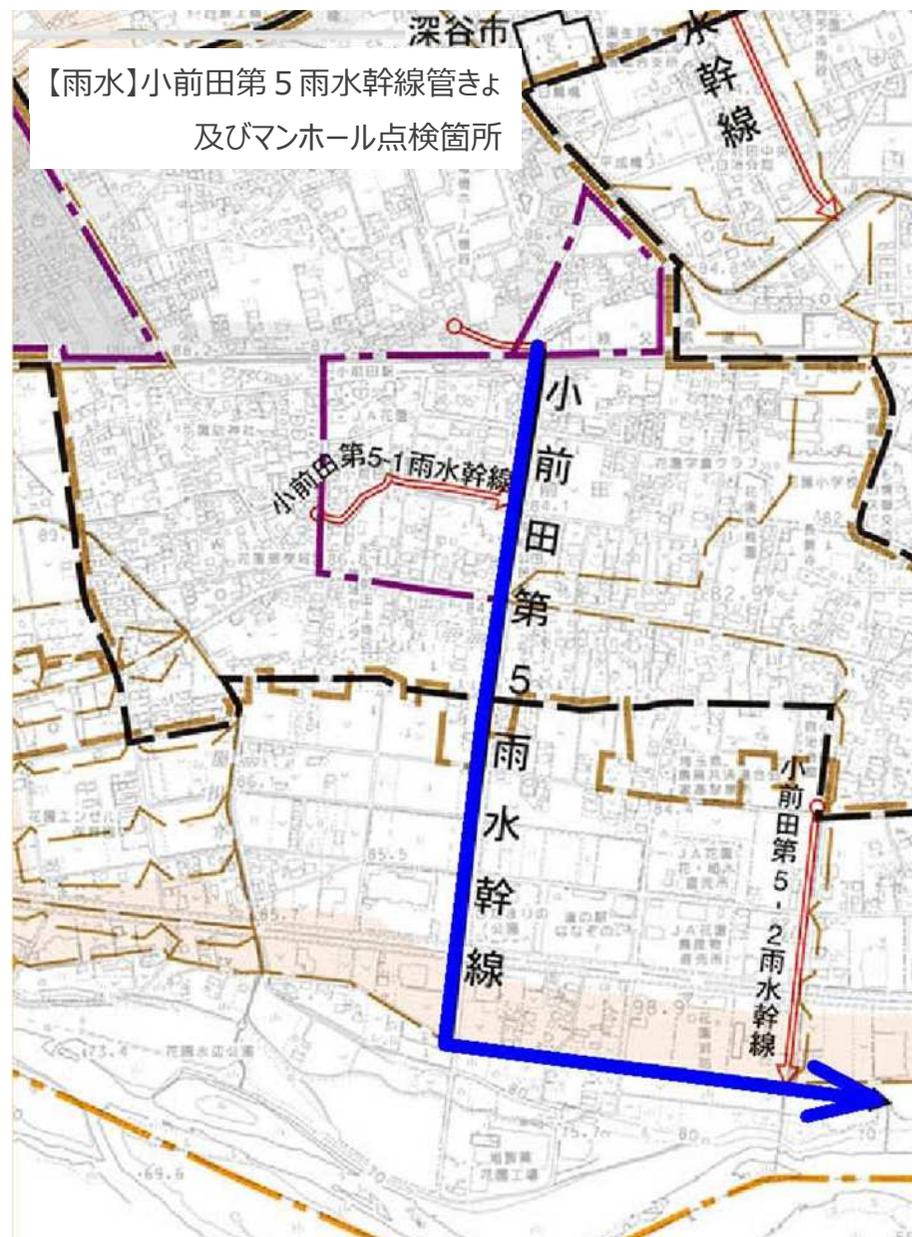
- 管きよ延長約2.8km
(口径1800mm~3400mm)



2. 緊急点検の対象（3 / 3）

【雨水】小前田第5雨水幹線管きよ
及びマンホール

- ・管きよ延長約1.7km
(口径1700mm～2800mm)



3. 点検日

令和7年2月17日（月）

4. 点検方法

- ・ 管きよ部

埋設箇所表面の変状を目視（踏査または車上）により確認する。

- ・ マンホール部

可能な範囲において、目視またはカメラ調査により、内部の変状を確認する。

5. 点検状況



【汚水】点検状況



【雨水】点検状況



【汚水】カメラ映像をその場で確認



【雨水】点検状況

6. 点検結果（汚水総括）

【汚水】中央第1号幹線

- 1) 事故等の発生が予見され、緊急対応を要すもの
→確認されず
- 2) 事故等の発生は予見されないものの、引き続き詳細な調査を要すもの
→2事象 15か所

事象ア マンホール壁面及び管口腐食の確認

事象イ 管きょ埋設部地上面における部分的な段差及び沈下の確認

- 3) 事故等の発生は予見されず、簡易的な対応により解消するもの
→2事象 4か所

事象ウ マンホール蓋下部調整リングのずれの確認

事象エ マンホール内の目地部分で木の根の侵入の確認

6. 点検結果（污水個別結果）

【污水】中央第1号幹線

- 2) 事故等の発生は予見されないものの、引き続き詳細な調査を要すもの

事象ア マンホール壁面及び管口腐食の確認



マンホール壁面 腐食箇所

【污水】中央第1号幹線

- 2) 事故等の発生は予見されないものの、引き続き詳細な調査を要すもの

事象イ 管きょ埋設部地上面における部分的な段差及び沈下の確認



管きょ埋設部地上面の沈下

6. 点検結果（汚水個別結果）

【汚水】中央第1号幹線

- 3) 事故等の発生は予見されず、
簡易的な対応により解消するもの

事象ウ マンホール蓋下部調整リングの
ずれの確認



マンホール蓋下部調整リングのずれ

【汚水】中央第1号幹線

- 3) 事故等の発生は予見されず、
簡易的な対応により解消するもの

事象エ マンホール内の目地部分で木の根
の侵入の確認



マンホール内目地部分から木の根侵入

6. 点検結果（雨水総括）

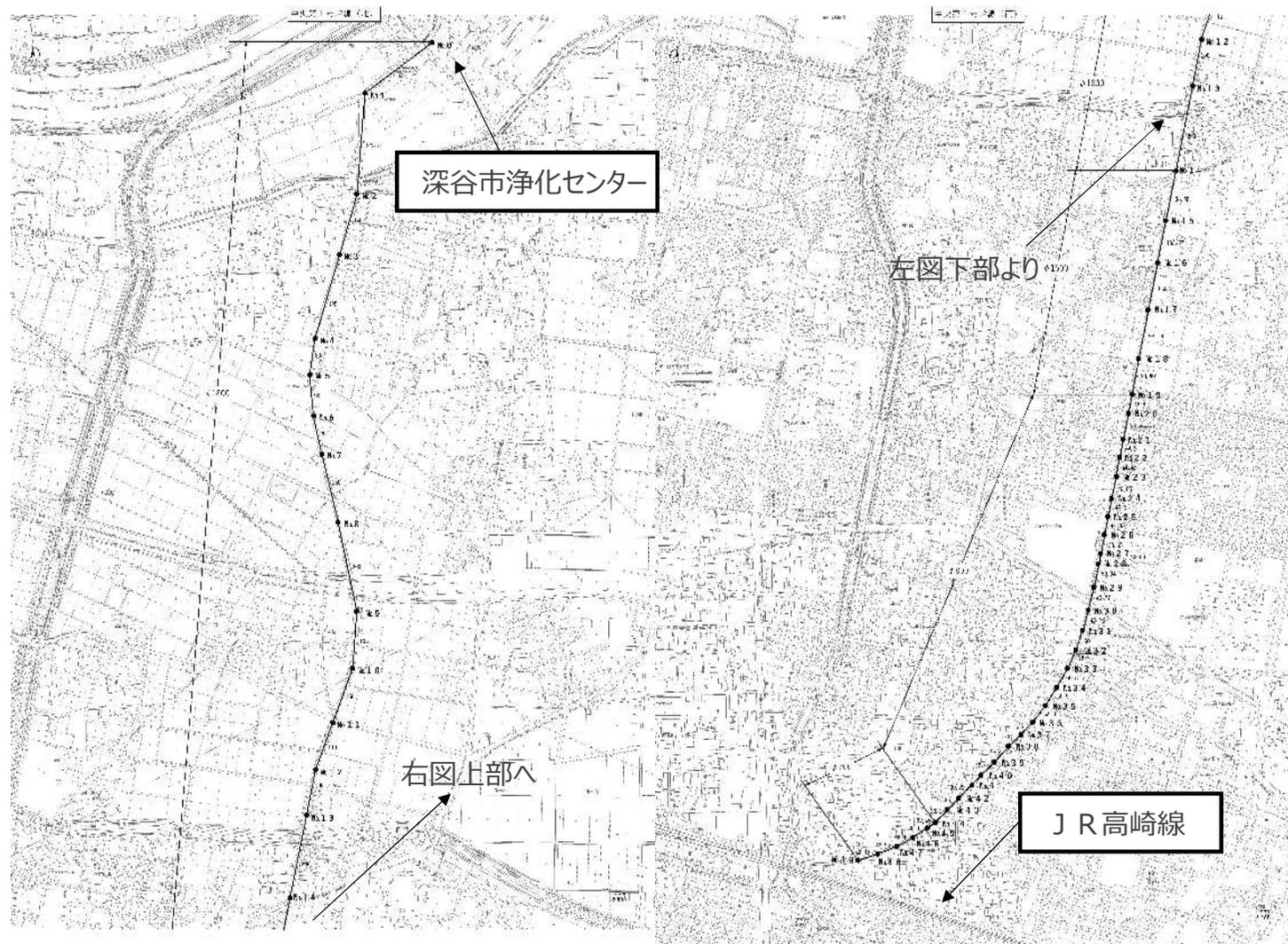
【雨水】東第 1 号及び小前田第 5 雨水幹線

- 1) 事故等の発生が予見され、緊急対応を要すもの
→確認されず
- 2) 事故等の発生は予見されないものの、引き続き詳細な調査を要すもの
→確認されず
- 3) 事故等の発生は予見されず、簡易的な対応により解消するもの
→確認されず

7. 管きよ内の点検

【汚水】中央第1号幹線

3月10日(月)～
約4kmの点検を実施



中央第1号幹線(北部)

中央第1号幹線(南部)

7. 管きよ内の点検（結果）

【汚水】中央第1号幹線

1) 確認されたもの

- ・ 経年使用による下水道管内面腐食
- ・ 部分的な堆積物
- ・ 侵入水



ご清聴ありがとうございました